

2021年3月12日版

時短・外出自粛等により影響を受けた 道内事業者の皆様への支援金の概要について

北海道経済部中小企業課

- ・ 給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更となる可能性がございます。
- ・ 制度の詳細については、順次ホームページ上でお知らせします。【次回は3月19日を予定】
- ・ 個別のお問い合わせにつきましては、今後設置するコールセンターで受付いたします。

1. 道特別支援金の概要

概要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様を経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します。

要件1

① 時短対象飲食店等との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定

または

② 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店（札幌市以外）など、人流減少の影響を受けた事業者を想定

要件2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年同月比50%以上減少

給付額

法人 20万円 / 個人事業者等 10万円

申請受付開始時期

2021年4月上旬（予定）

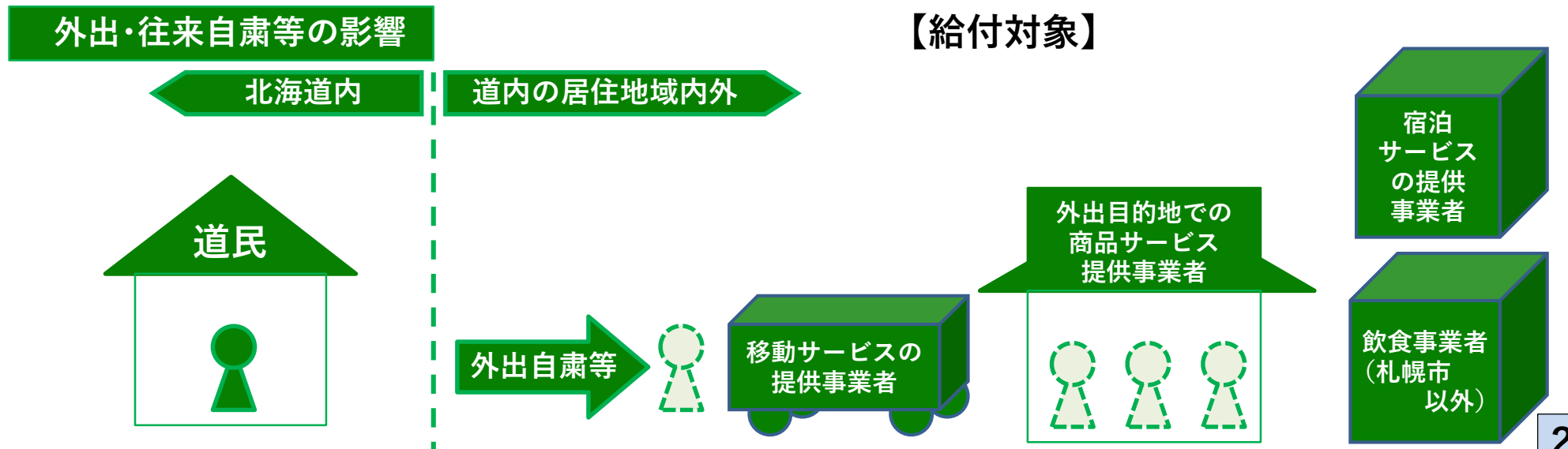
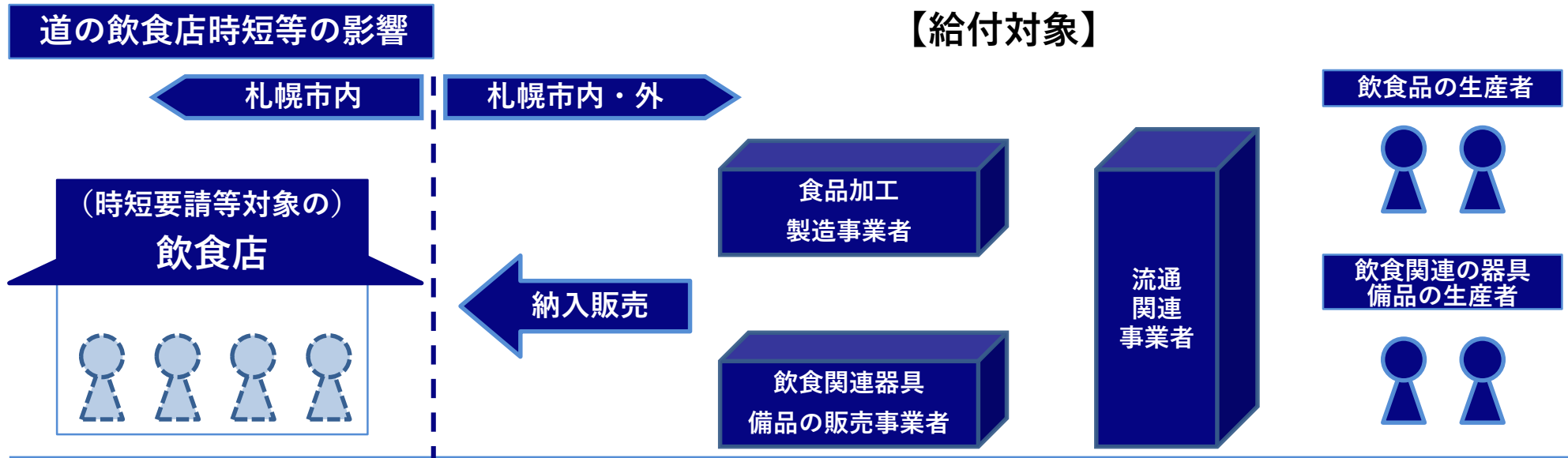
注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となっている事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：時短対象飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象にはなりません。

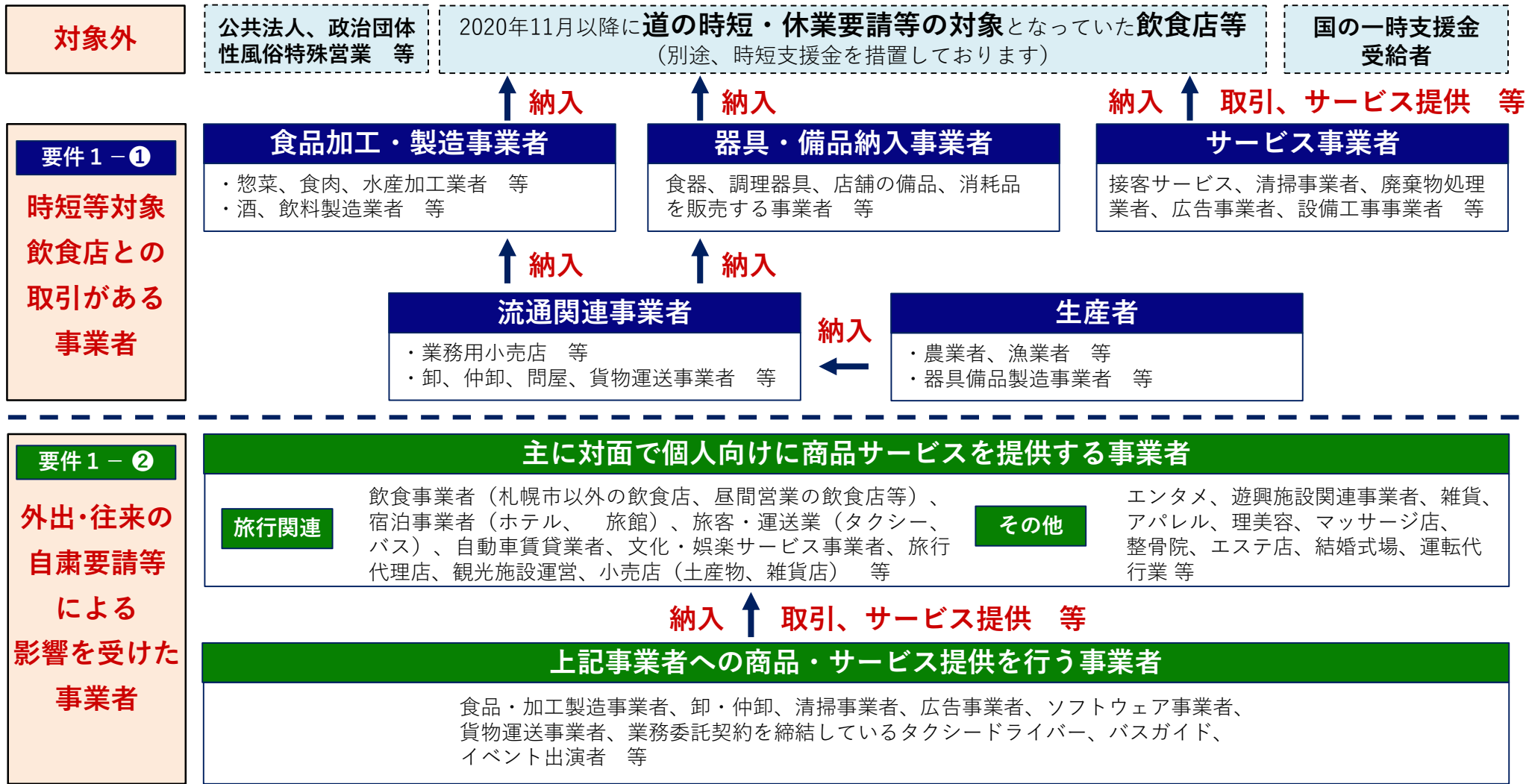
注4：要件1と要件2をともに満たす道内事業者であれば、業種等を問わず給付対象となり得ます。なお、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します。

2-1. 給付対象のイメージ



2-2. 具体的な対象事業者の例

対象となりうる事業者の例



申請にあたっては、道の時短等対象飲食店との取引があること、または、道の外出自粛要請等の影響を受けたことにより、2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が前年同月比50%以上減少したことを示す書類の保存（事務局が求めた際に提出）が必要です

3-1. 国の一時支援金の申請について

※道の特別支援金に申請いただく前に、現在、申請を受け付けている**国の一時支援金**に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。

国の一時支援金 「**緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金**」

2021年1月に**11都府県**を対象に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に一時支援金が給付されるものです。

要件1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

要件2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = (2019年又は2020年の対象期間^{※1}の合計売上) - (2021年の対象月^{※2}の売上 × 3ヶ月)

※1：1月～3月、 ※2：対象期間から任意に選択した月

【中小法人等】上限 **60**万円 【個人事業者等】上限 **30**万円

申請受付期間 2021年 **3月8日(月)** ～ **5月31日(月)**

● **国の一時支援金**事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL : <https://ichijishienkin.go.jp/>

相談窓口 TEL : 0120-211-240 IP電話等からの相談 : 03-6629-0479 (※通話料がかかります)

**国の一時支援金が受給
できないと判断される場合**

申請受付開始後（4月上旬）、次ページのフロー図に沿って、**道の特別支援金**に申請いただく予定です（道の給付要件を満たすことが必要です）。

※国の一時支援金と道の特別支援金は、どちらかのみを受給できます。

3-2. 道特別支援金の申請から給付までのフロー



※『休業協力・感染リスク低減支援金』もしくは『経営持続化臨時特別支援金』

4. 申請方法と必要書類

申請方法

電子申請 および 郵送申請

※電子申請と郵送申請は、受付開始時期が異なる可能性があります。

※お問い合わせや申請書類の修正がスムーズになり、一般的に審査期間が短縮される電子申請をお勧めします。

必要書類

- 確定申告書** : **收受日付印の付いた確定申告書の控え**※1, 2, 3
※1 e-Taxによる申告の場合、受付日時印の印字又は受信通知メールの添付があること
※2 2019年11月～2020年3月までをその期間に含む確定申告書の控え
※3 確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え
- 売上台帳** : 2020年11月から2021年3月までの間で、対前年同月比で50%以上売上が減少している月(対象月)の月間事業収入がわかる**売上台帳**
※対象月が2021年1月～3月の場合、売上台帳の金額と2021年の確定申告書の内容が合致していることを確認させていただくことがあります
- 宣誓・同意書** : 代表者又は個人事業者等が自署した宣誓・同意書
- 本人確認書類** : 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面のみ）等
(個人事業者等の場合)
- 履歴事項全部証明書** : 申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書
(法人等の場合)
- 通帳** : 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・
名義人が確認可能な書類の写し

※上記のほかに、必要に応じて事務局から追加の書類を求める場合があります。
また、令和2年度(2020年度)に道支援金（『休業協力・感染リスク低減支援金』もしくは『経営持続化臨時特別支援金』）を受給されている事業者が申請する場合に、提出書類の簡素化を検討しています。

★上記の申請に必要な書類に加え「時短対象飲食店等との取引」または「外出・往來の自粛要請等による影響」を証明する書類等を保存していただくことを想定しています。